叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
従七位　中西　敏夫
正八位
従五位に叙する（各通）
伊藤　義一　伊藤　正樹
正八位
金野　宗信　関根　清
松森　遍　谷田貝廣美
正六位に叙する（各通）
伊藤　弘　岡田　尊
佐藤　寛　月岡　金作
従六位に叙する（各通）
佐藤　茂
正七位に叙する
青木　誠　衛藤　彰
（准陸尉）
従七位に叙する（各通）（以上九月十五日）
吉村　俊朗
従四位に叙する
石垣　長三　林　正和
従五位に叙する（各通）
川谷幸太郎
梅　高實　越川外茂雄
鈴木　猛　高須　義雄　滝澤富士男
従七位　田中　豊
丸山　雄平　吉田　寶一
正六位に叙する（各通）
阿部　敏市　飯田　禎三
今成喜代次　江村　健吉　今崎　吉雄
中藤　元彦　本間　悌次　加藤　幸雄
（警視庁警部）
松田　恒征
吉野　重雄
従六位に叙する（各通）
奥村　久憲　滝川　芳三
正七位に叙する（各通）
片岡　辰三
中村　輝久
従七位に叙する（各通）（以上九月十六日）
城所　文洋　平　坊一　原　亀男
従五位に叙する（各通）
井上　潔　江利川恒雄
國重　信行　齋藤甲子郎
正六位に叙する（各通）
赤坂甲子夫　新井　幾二　遠藤　正
岡　健　梶本孝二郎　粕谷　昭二
杉浦　博之　鈴木　明　高見　貢
武内　清　立川　春也　西山　宣治
廣中　誠　宮木　利男　三宅　俊一
森川　勤　米田　宗行
従六位に叙する（各通）
佐々木丈雄　中矢　誠夫　松添　憲
正七位に叙する（各通）
池田　孝幸　千葉　久雄
従七位に叙する（各通）（以上九月十七日）
藤坂　直哉
正六位に叙する
牧野　一郎
従七位に叙する（以上九月十八日）
（裁判所書記官）
正五位に叙する
白木　仁
従七位に叙する（以上九月十九日）
西田　憲雄
従七位に叙する（九月二十一日）
富内　正

○叙勲

旭日双光章を授ける
（愛媛県警部補）
十河　壽和
旭日双光章を授ける（以上九月十五日）
三好　浩司
旭日単光章を授ける
石山　徳衛　宇都宮　和　大橋　昭二
小澤　信二　原田　清信
旭日単光章を授ける（各通）（九月十六日）
鈴木　明
旭日双光章を授ける（九月十七日）
松森　遍
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　義一　岡田　尊　佐藤　寛
関根　清　谷田貝廣美
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　弘　大塚　一好
（准陸尉）　田中　広幸
中田　順康
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十五日）
丸山　雄平　吉村　俊朗
瑞宝小綬章を授ける（各通）
阿部　敏市　飯田　禎三　椿　高實
菊地　恭三　鈴木　猛　高須　義雄
滝澤富士男　中藤　元彦　松尾　二保
瑞宝双光章を授ける（各通）
鶴久　義彦　福田　幸治
（警視庁警部）　松田　恒征
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十六日）
城所　文洋
瑞宝小綬章を授ける
井上　潔　江利川恒雄　岡田　榮
國重　信行　佐々木丈雄　杉浦　博之
森川　勤　米田　宗行
瑞宝双光章を授ける（各通）
池田　孝幸　粕谷　昭二　三宅　俊一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十七日）
藤坂　直哉
瑞宝双光章を授ける
牧野　一郎
瑞宝単光章を授ける（以上九月十八日）
（裁判所書記官）　白木　仁
瑞宝小綬章を授ける（九月十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十月十九日午後五時九分御出門、国際法曹協会東京大会開会式及びレセプションに御臨席のため、東京国際フォーラム（千代田区）へ行幸啓、同六時五十二分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、インドネシア国大統領ジョコ・ウィドド閣下の大統領就任につき、十月二十日御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第３号

交通政策審議会から全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

平成26年10月22日

国土交通大臣　太田　昭宏

交通政策審議会の意見（要旨）

１．全国内航鋼船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「242,350円」を「243,350円」に、ただし書の職員「225,900円」を「226,900円」に、部員「183,750円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「174,450円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（事務部職員を除く。）「239,250円」を「240,250円」に、事務部職員「185,150円」を「186,150円」に、部員「178,250円」を「179,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．漁業（遠洋まぐろ）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「199,000円」を「199,300円」に改正することが適当である。

４．漁業（大型いか釣り）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「203,100円」を「203,300円」に改正することが適当である。

国土調査の成果の認証の公告

兵庫県が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十六年十月八日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年十月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

朝来市（大字佐嚢の１部）の地籍図及び地籍簿